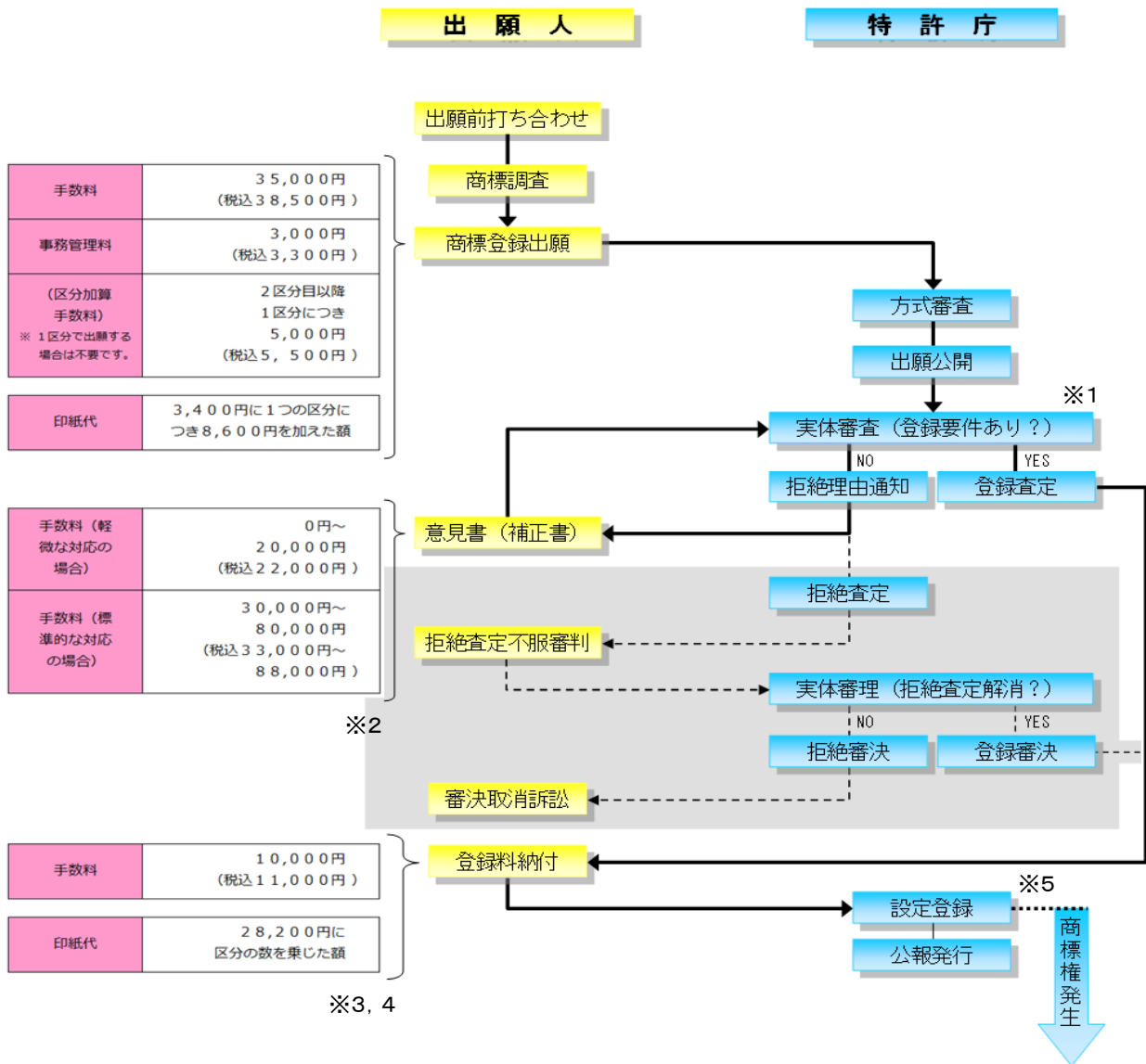


商標登録の流れ及び商標登録に関する概算費用

令和1年10月現在
薬丸特許事務所



- ※1 早期で権利化を図りたい場合、一定の要件を満たすことを条件として、早期審査請求をすることができます。早期審査請求が認められると、6～8か月が約2か月に短縮されます。
- ※2 特許庁において出願が審査されると、登録査定（登録可の決定）となることが多いのですが、時としてこのままでは登録査定できないとして拒絶理由が通知されることがあります。この拒絶対応として発生する費用です。
- ※3 めでたく登録査定となる場合に発生する費用です。これにより、商標権が発生し、10年間存続します。商標権は10年ごとの更新登録申請により存続期間の更新が可能です。
- ※4 登録料を10年分一括でなく、前期5年分と後期5年分の二回に分割して納付する分割納付制度もあります。この場合、各期の印紙代は16,400円となります。なお、手数料は前期及び後期それぞれに頂きます。
- ※5 登録料を納付して早ければ数日、遅くとも約1か月後には設定登録されます。商標公報は設定登録されてから約1か月後に発行されます。